○近畿地方整備局告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月五日から二週間近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所及び同局京都国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百七十八号
(三) 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
京都府船井郡京丹波町市森山ノ神一七番一から同町市森山ノ神六番一まで	○・○○～一五・四五メートル	○・一一八キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十五年二月五日

○北海道開発局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

北海道開発局長　関　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道岩内郡共和町宮丘一七二一番一から同町梨野舞納一〇一九番まで	前	BA 一二・〇〇～四二・〇〇メートル	九・〇〇～一八・〇〇メートル	〇・四五八キロメートル
	後	BA 一一・五〇～四四・五〇メートル	九・〇〇～二三・九〇メートル	〇・四五九キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
芦別市北一条東一丁目一一番五から同市旭町一四二番一まで	前	BA 一〇・九〇～五八・〇〇メートル	一五・五〇～八九・六〇	一・四一一キロメートル
	後	BA 一〇・九〇～五八・〇〇メートル	一五・五〇～八九・六〇	一・四一一キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号	北海道枝幸郡枝幸町岡島一九七八番二地内	北海道開発局及び同局稚内開発建設部
四百五十二号	芦別市旭町一三一番一地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
四百五十三号	北海道有珠郡壮瞥町字上久保内三七番四〇から同町字上久保内三七番七一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年二月五日

○北海道開発局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号	北海道岩内郡共和町宮丘一九三二番一から同町梨野舞納一一〇三番一地先まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年二月五日十三時

国会事項

衆議院

質問書提出

二月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

矯正施設収容者に対する年金制度等の周知徹底に関する質問主意書（長妻昭提出）

仁徳天皇百舌鳥耳原中陵内の宮内庁による「開発工事」の即時中止を求める質問主意書（西村眞悟提出）

アルジェリアで発生した人質事件に対する駐アルジェリア日本国大使の対応に関する質問主意書（石川知裕提出）

不祥事を働いた警察官への処分等に関する質問主意書（石川知裕提出）

報告書受領

二月一日内閣から次の報告書を受領した。

内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十四年十月二十九日から平成二十五年一月二十七日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

議事日程

二月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号
平成二十五年二月四日（月曜日）
午後一時開議
一　国務大臣の演説

参議院

議事日程

二月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号
平成二十五年二月四日（月曜日）
午後一時三十分開議
第一　国務大臣の演説に関する件

質問主意書提出

二月一日議員から次の質問主意書が提出された。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への交渉参加検討に関する質問主意書（平山幸司提出）（第一四号）

報告書受領

二月一日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十四年十月二十九日から平成二十五年一月二十七日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

弔詞

平成二十四年十二月二十日逝去された元議員中尾辰義君に対し、二月一日次の弔詞をささげた。

参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　特に院議をもって永年の功労を表彰せられ　さきに法務委員長　科学技術振興対策特別委員長等の重任にあたられました　元議員勲一等中尾辰義君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます